

令和4年度（2022年度）公共事業（大規模等）事前評価調書

(様式3)

調書番号	06-18	基準年月日	令和5年3月1日
所管部	農政部	作成責任者 担当係	農政部農村振興局農村計画課長 鈴木 仁志 畠地計画係（内）27-426

I 基本事項

事業種別	道営土地改良事業費（水利施設等保全高度化事業（畠地帯総合整備中山間地域型））								
地区名	ちゅうおうのざき 中央野崎				市町村名	美幌町			
事業期間	採択	R6 (2024)	完了	R14 (2032)	総事業費	2,200 百万円			
負担割合	国 1,210	55.0%	道 616	28.0%	市町村 88	4.0% その他 286 13.0%			
事業目的 ・目標	<ul style="list-style-type: none"> 畠作物の生産振興及び畠作経営の改善等を図る。 地域農業をささえる担い手農家の経営体質を改善し、安定した農業経営の確立を目指す。 担い手への農地集積を図る。 事業実施により安全・安心な食の生産をささえる。 <p>【アウトカム】 等</p> <p>●事業実施前（R5年（2023年））の担い手農地利用集積率（受益面積のうち担い手が耕作する面積の割合）は100%だが、本事業を実施することにより事業完了翌年に100%の高水準を維持することが可能となる。</p>								
事業概要	<p>本地区は美幌町の中心部に位置する畠作地域である。</p> <p>本事業において、区画整理によりほ場の勾配等を緩和し農作業効率の向上を図る。併せて畠作物の安定生産に対応した畠地かんがい整備、排水改良のための暗渠排水、保水性を改善するための客土、作物生産の支障となる石礫の除去により作物生産性向上を図ることで、競争力のある農業の実現に資する。</p>								
工事費内訳	<p>受益面積 405ha 受益戸数 37戸</p> <p>○区画整理 A=149ha（整地、暗渠排水、客土、除礫）</p> <p>○畠地かんがい A=381ha</p> <p>○測量設計費</p> <p>○用地補償費</p>								
	計								
		2,200							
総合計画での位置付け	総合計画の体系	大項目	中項目	小項目	施策名				
経済・産業		農林水産業の持続的な成長	潜在力のフル発揮で地域の経済・社会を支える農業・農村づくり	農業農村整備の推進					
特定分野別計画での位置づけ	施策目標	<p>【計画名：第6期北海道農業・農村振興推進計画 P23】</p> <p>（農業の生産力・競争力強化に向けた農業生産基盤の整備）</p> <p>ほ場の大区画化や農地の排水対策、高品質で安定した生産を支える畠地かんがい、農産物の輸送の効率化や農業用車両の安全な走行を支える農道など、農業の生産力と競争力の強化に向けた整備を、農業者が積極的に取り組めるよう配慮しながら、計画的かつ効果的に推進する。</p>							
	関連する指標	<p>食料自給率（カロリーベース）</p> <p>令和12年度（2030年度） 目標値：268%</p>							

II 評価

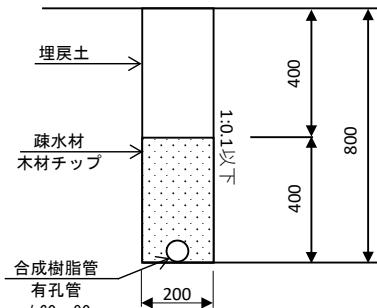
		<ul style="list-style-type: none"> ●本地区は、小麦・ばれいしょ・てんさいの畑作3品ににんじん、たまねぎといった野菜を取り入れた大規模な畑作経営が展開される地域である。 ●本地域では、JAびほろが中心となって小麦・ばれいしょ・てんさいの畑作3品や、たまねぎを軸とした野菜類の生産に力を入れている。ばれいしょはフランス産の「サッシー」といった品種の作付や減化学肥料、減農薬の特別栽培で育てた「クリーンポテト」といった取組みに力を入れている。 ●地域で生産された農産物は全国へ出荷されるだけでなく、野菜チップを用いたチョコレートや美幌町産小麦100%の麺、地元ブランド和牛と合わせたレトルトカレー、野菜ソース等、様々な商品に加工され、町内のスーパーや北海道内の道の駅、空港、物産店といった各種施設で販売されているほか、インターネットで全国に向け販売されている。 ●本地区では未整備ほ場において急勾配、排水不良、保水性不足、石礫過多等が営農の支障となっており、ほ場条件の格差を生む要因となっている。 ●本地区は用水施設が未整備で、農業用水は降雨に依存しており、農作物の生育や営農作業に支障を来している。 ●そのため、大型機械の効率的な作業を行うための区画整理の実施と併せて、畑作物の安定生産に対応した畠地かんがい整備、排水不良を解消する暗渠排水、保水性を改善するための客土、営農の支障となっている石礫の除去を行い、将来にわたる効率的かつ安定的な農業経営の改善を図る必要がある。 																														
		<ul style="list-style-type: none"> ●実施にあたり関係機関との協議調整や専門的な知識が必要とされることから、北海道による実施は適切と判断する。 ●事業実施要綱等に基づく道営事業の要件（受益面積10ha以上）を具備しており、北海道が実施主体となる。 																														
		<ul style="list-style-type: none"> ●整地は、運土量、運土距離、土質により適切な工法を選定している。 ●畠地かんがいは、国営かんがい排水事業の附帯事業として支線用水路及び末端散水施設整備を実施する。 ●暗渠排水の管種と疎水材の決定に際しては、入手の容易さや供給量が十分あり、地域の実績等をもとに選定している。 ●客土は、保水性を改善するための客入土が確保可能な土取場を選定している。 ●除礫は、作物の生育に支障がなく、経済的な工法を選定している。 																														
		<ul style="list-style-type: none"> ●地区内には、未整備ほ場など農業生産に不利な条件の農地が存在し、保水力不足、排水不良や石礫による作物の生育不良が著しく、作業機械の効率的な運用が困難となっていることから、早急に整備を行う必要があり、緊急性が高い。 ●農業生産性の向上、農業経営の安定に向け、畠地かんがいの整備が急がれる。 ●新たな食料・農業・農村基本計画では、食料自給率の向上を目指に掲げ、講すべき施策として農業生産基盤整備を示しており、食料の安定生産に寄与する本事業の優位性は高い。 																														
		<ul style="list-style-type: none"> ●本地区は、美幌町が策定した「田園環境整備マスターplan」において環境配慮区域に位置づけされている。 ●地区内に生息する動植物の生息環境を把握する地域調査等を行い、生態系や景観に配慮した環境保全対策について、オホーツク総合振興局が開催した環境情報協議会にて提案し了解を得ている。 																														
		<table border="1"> <tr> <td>根拠法令等</td><td>土地改良法、北海道農業・農村振興条例</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>北海道総合計画、第6期北海道農業・農村振興推進計画、第6期美幌町総合計画</td></tr> </table>	根拠法令等	土地改良法、北海道農業・農村振興条例	その他	北海道総合計画、第6期北海道農業・農村振興推進計画、第6期美幌町総合計画																										
根拠法令等	土地改良法、北海道農業・農村振興条例																															
その他	北海道総合計画、第6期北海道農業・農村振興推進計画、第6期美幌町総合計画																															
<p>【地域の動向・意向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●H27(2015) 関係農業者や美幌町からオホーツク総合振興局へ整備要望 ●H28(2016)～ 受益者、美幌町と協議調整、整備要望のとりまとめを行う ●H28(2016) 美幌町農業農村整備事業管理計画に登載 ●R4(2022) 美幌町から道営土地改良事業計画策定要望の申請 <p>【事業関係手続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●R5(2023) 整備要望を反映した事業計画概要の作成（予定） 																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">経済効果の内訳（百万円）</th> <th colspan="2">費用の内訳（百万円）</th> <th>B/C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作物生産効果</td><td>3,697</td> <td>区画整理</td><td>462</td> <td rowspan="6" style="vertical-align: middle; text-align: center;">1.31</td> </tr> <tr> <td>品質向上効果</td><td>529</td> <td>農業用排水</td><td>1,721</td> </tr> <tr> <td>営農経費節減効果</td><td>536</td> <td>関連施設</td><td>1,623</td> </tr> <tr> <td>維持管理費節減効果</td><td>△ 219</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>国産農産物安定供給効果</td><td>466</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>合 計 (B)</td><td>5,009</td> <td>合 計 (C)</td><td>3,806</td> </tr> </tbody> </table> <p>【備考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「土地改良事業の費用対効果分析マニュアル」（農林水産省 H30改正）に基づき算出している。 ・経済効果の合計と費用の合計は、「工期+40年」の累計で算出しR5年度に現在価値化している。 ・費用の合計は現在価値化しているため事業費と異なる。 ・農業用排水施設と接続する上位用水施設、暗渠排水の前歴事業にかかる費用を「関連施設」として計上している。 ・維持管理費節減効果は、現施設の維持管理費に対して、再整備した場合の維持管理費の増減及び事業を実施せず現施設の機能がなくなった場合の維持管理費の増減の合計により、マイナスとなる。 	経済効果の内訳（百万円）		費用の内訳（百万円）		B/C	作物生産効果	3,697	区画整理	462	1.31	品質向上効果	529	農業用排水	1,721	営農経費節減効果	536	関連施設	1,623	維持管理費節減効果	△ 219			国産農産物安定供給効果	466			合 計 (B)	5,009	合 計 (C)	3,806
経済効果の内訳（百万円）		費用の内訳（百万円）		B/C																												
作物生産効果	3,697	区画整理	462	1.31																												
品質向上効果	529	農業用排水	1,721																													
営農経費節減効果	536	関連施設	1,623																													
維持管理費節減効果	△ 219																															
国産農産物安定供給効果	466																															
合 計 (B)	5,009	合 計 (C)	3,806																													

8. 事業特性による特記事項	【協議・調整状況】 ・該当事項：畠地かんがいに係る国営事業の調整、畠地かんがいの河川横断/道路横断、暗渠排水落口接続、埋蔵文化財包蔵地に係る協議 ・実施状況：いずれの協議も終了しており、工法等について了解を得ている。
	【その他】 ・農業農村活性化計画を作成。（農地集積計画） ・負担割合の「その他」は、農業者の負担割合及び負担金である。 ・担い手：農業経営の改善に意欲的で、市町村が認定した地域農業を担う農業経営者。

III 今後の対処方針

対処方針	農地・農業施設の整備水準の向上に大きく寄与し、地域農業の維持に大きく貢献するとともに国民への食料の安定供給に資することから要望を行うことは妥当である。		
	a	a : 要望を行うことは妥当 b : 要望に当たって検討を要する c : 要望を行うことは妥当でない	

暗渠排水標準断面図



水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備中山間地域型）
中央野崎地区 計画一般図

